

項 目	改 正 案
第4章 経過措置	<p>2 第2章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成30年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。</p> <p>イ 区分番号D003の9に掲げるキモトリプシン（糞便）</p> <p>ロ 区分番号D004の1に掲げる酸度測定（胃液）</p> <p>ハ 区分番号D004の9に掲げる乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）半定量（腔分泌液）</p> <p>ニ 区分番号D004の11に掲げるⅡ型プロコラーゲン-C-プロペプチド（コンドロカルシン）（関節液）</p> <p>ホ 区分番号D006の2に掲げる全血凝固時間</p> <p>ヘ 区分番号D006の7に掲げるヘパラスチンテスト</p> <p>ト 区分番号D006の14に掲げるフィブリノゲン分解産物（FgDP）</p> <p>チ 区分番号D006の35に掲げるフィブリノペプチド</p> <p>リ 区分番号D007の1に掲げる膠質反応</p> <p>ヌ 区分番号D007の50に掲げるCKアイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ（PH）</p> <p>ル 区分番号D007の51に掲げるα-フェトプロテイン（AFP）定性（腔分泌液）</p> <p>ヲ 区分番号D009の9に掲げるCA50</p> <p>ワ 区分番号D009の16に掲げるⅠ型プロコラーゲン-C-プロペプチド（PICP）、SP1</p> <p>カ 区分番号D009の20に掲げる遊離型フコース（尿）</p> <p>ヨ 区分番号D009の22に掲げるCA130、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント（HCGβ-CF）（尿）</p> <p>タ 区分番号D009の23に掲げる腓癌胎児性抗原（POA）</p> <p>レ 区分番号D009の25に掲げるHER2蛋白（乳頭分泌液）</p> <p>ソ 区分番号D012の5に掲げる連鎖球菌多糖体抗体（ASP）半定量</p> <p>ツ 区分番号D012の16に掲げる抗デオキシリボヌクレアーゼB（ADNaseB）半定量</p> <p>ネ 区分番号D012の21に掲げるノイラミニダーゼ定性</p> <p>ナ 区分番号D012の37に掲げるレプトスピラ抗体</p>

- ラ 区分番号D 0 1 2 の46に掲げるボレリア・ブルグドルフェリ抗体
- ム 区分番号D 0 1 2 の49に掲げるダニ特異 I g G 抗体、W e i l - F e l i x 反応
- ウ 区分番号D 0 1 4 の22に掲げるC₃d 結合免疫複合体
- キ 区分番号D 0 2 3 - 2 の3に掲げる腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒 (T D H) 定性

- 3 第1章の規定にかかわらず、区分番号A 1 0 1 の注11に規定する診療料は、平成30年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
- 4 第2章の規定にかかわらず、区分番号B 0 0 1 の22の2に規定する診療料は、平成29年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
- 5 旧算定方法別表第一区分番号H 0 0 0 の注2及び注3、区分番号H 0 0 1 の注1本文及び注4、区分番号H 0 0 2 の注1本文及び注4並びに区分番号H 0 0 3 の注2及び注3の規定については、平成28年3月31日においてこれらの規定の適用を受ける患者に限り、なおその効力を有するものとする。
- 6 平成28年3月31日において旧算定方法別表第一区分番号H 0 0 1 の1のロ、2のロ若しくは3のロ又は注4のイの(2)、ロの(2)若しくはハの(2)の規定の適用を受ける患者に対する区分番号H 0 0 1 - 2 の注1から注4までの規定の適用については、注1については、「廃用症候群の診断又は急性増悪から120日以内」とあるのは、「発症、手術又は急性増悪から180日以内」、注2については、「当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪」とあるのは、「それぞれ発症、手術又は急性増悪」、注3については、「当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪」とあるのは、「それぞれ発症、手術又は急性増悪」、注4については、「廃用症候群の診断又は急性増悪から120日」とあるのは、「発症、手術又は急性増悪から180日」とする。